

コロナに負けない！下松のお店応援プロジェクト事業

『プレミアムチケット 2022』【第2弾】販売事業 取扱店募集要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症や物価の高騰などにより、大きな影響を受けている市内事業者及び市民生活を支援するため、店舗等で幅広く利用できるプレミアムチケットを販売する。

2. チケット発行概要

- ①チケット名：下松のお店応援プロジェクト！プレミアムチケット 2022 【第2弾】
- ②発行団体：下松商工会議所
- ③購入対象者：下松市在住の者
- ④プレミアム率：50%
- ⑤額面金額：1冊 15,000 円（共通チケット 1,000 円×12 枚、飲食店専用チケット 1,000 円×3 枚）
- ⑥販売価格：1冊 10,000 円
- ⑦発行冊数：20,000 冊
- ⑧使用期間：令和4年12月3日（土）～令和5年2月28日（火）
- ⑨販売方法：抽選販売（販売は2期に分け実施）
- ⑩購入限度：1人につき2冊まで
- ⑪キャラクター：ひらめっ子（下松商工会議所キャラクター）

3. チケットの予約申込、販売

申込期間	10月21日（金）～11月15日（火）		
	1期	予備日（平日）	2期
販売日	12月3日（土） 12月4日（日）	12月5日（月） ～12月9日（金）	12月10日（土） 12月11日（日）
販売時間	9時00分～17時00分	9時00分～16時30分	9時00分～17時00分
販売場所	下松市役所ロビー	下松商工会議所	下松市役所ロビー
販売冊数	10,000冊		10,000冊

- ・申込方法は、インターネット申込フォーム、専用はがき又は官製はがきとする
- ・申込は締切日必着とする
- ・電話およびファックスによる申込は受付けない
- ・1人1口（2冊まで）の応募とし、重複して申込をした場合は初回申込分のみ有効とする
- ・当選者には「引換券」を送付する
※落選者への通知は行わない
- ・申込が販売冊数に達しなかった場合は、追加購入希望者を対象に抽選販売する

4. 取扱店

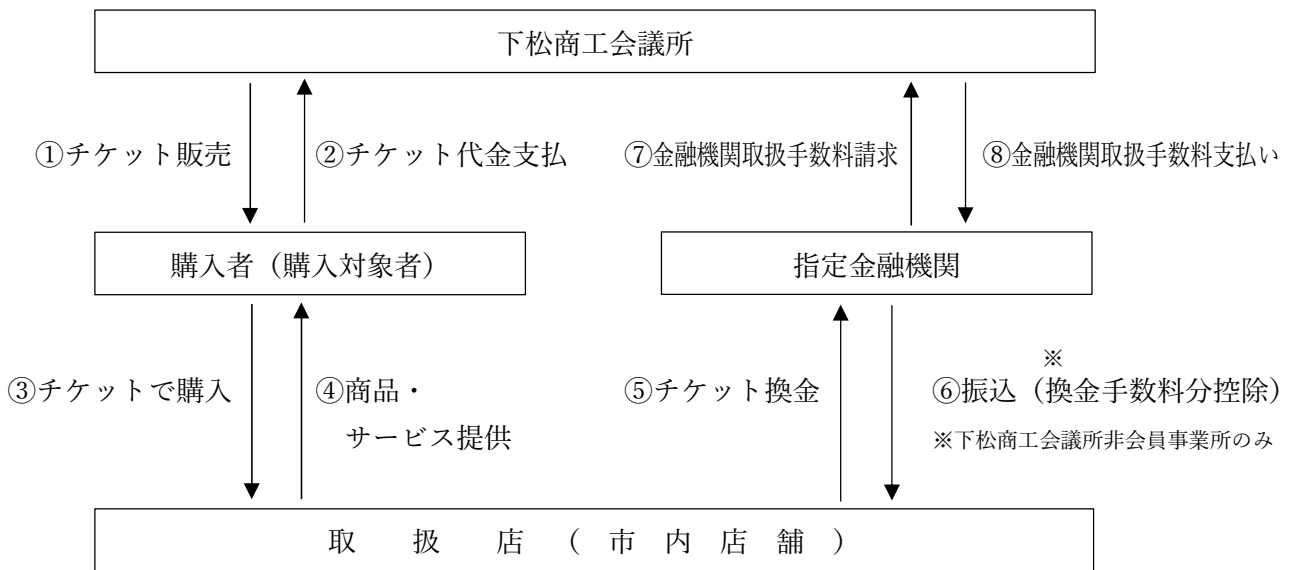
- ①取扱店資格：下松市内に店舗を有するもので、下松商工会議所が定める趣旨に賛同し、「取扱店登録申請書」または「取扱店登録継続同意確認書」の受領を受けているもの。また、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等）に該当しないもの。
- ②取扱店募集：第1弾の取扱店舗については文書にて意向確認を行う。
新規で取り扱いを希望する店舗については、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、持参・郵送のいずれかの方法により下松商工会議所に申し込む。
申込を受理した店舗には、「取扱店登録完了通知書」（新規登録店のみ）、「チケット取扱手引」、「チケット見本」、「換金請求書」、「取扱店店頭用ポスター」を後日送付する。
- ③周知方法：第1弾の取扱店舗については意向確認書を郵送
下松市・下松商工会議所ホームページ、フェイスブック、その他広報活動
- ④取扱店募集期限：令和4年10月20日（木） ※以降も随時受付
- ⑤換金手数料：取扱店は以下の手数料を、指定する金融機関を通じて下松商工会議所に支払う。
・下松商工会議所会員事業所（令和4年度年会費納入者）は、無料とする。
・下松商工会議所非会員事業所は、4%（1,000円チケット1枚につき40円）とする。

5. 換金方法（予定）

- ①受付期間：令和4年12月7日（水）～令和5年3月17日（金）
- ②場所：山口銀行 下松支店（桜町3-15-25）
山口銀行 下松支店下松駅南出張所（駅南2-4-1）
西京銀行 下松支店（北斗町8-1）
西京銀行 末武支店（美里町3-25-12）
東山口信用金庫 下松・栄町支店（西豊井894-3）
- ③方法：以上の指定金融機関に、7日、17日、27日（金融機関が休業日の場合は前営業日とする）に通帳、チケット及び換金請求書を持参し手続き終了後、チケット額から換金手数料を差し引いた額を指定口座に入金する。
- ④金融機関取扱手数料：換金に係る金融機関取扱手数料は下松商工会議所が負担する。



<業務フロー図>



6. チケットの利用対象とならないもの

- ① 換金性の高いもの (商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等)
- ② 出資や債務の支払い (税金、振込代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金、通信料金等)
- ③ 金融商品 (有価証券、宝くじ、保険、先物取引等)
- ④ 不動産に関わる支払い (土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場料等)
- ⑤ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、買掛金、未払金の支払い
- ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネーへの入金
- ⑦ たばこ事業法 (昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造タバコ購入 (電子タバコ含む)
- ⑧ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業に係る支払い (ただし、同法第 2 条第 4 項に規定する営業は、利用対象とする)
- ⑨ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩ チケットの交換・売買
- ⑪ その他、下松商工会議所がチケットの趣旨を考慮し、使用対象としてふさわしくないと判断したもの

7. チケット取扱い厳守事項

- ① 下松市内の「プレミアムチケット」取扱店において使用期間内に限り使用可能
- ② 飲食店専用チケットは店内飲食の設備が整っている店舗でのみ使用可能
- ③ 飲食店専用チケットはテイクアウト専門、デリバリー専門、イートインの店舗では使用できない
- ④ チケットを使用した購入取引後の返品・返金はない
- ⑤ 現金との引き換えはできない
- ⑥ 電子マネーへの入金はできない
- ⑦ つり銭は支払われない
- ⑧ 盗難、紛失、滅失、汚損または偽造、模造等に対して発行者は責を負わない
- ⑨ チケットの売買 (インターネットオークションでの商品券の転売等) をしてはいけない

8. 取扱店の責務

- ①取扱店は、配付したポスターを掲示するなど当チケットの取扱店であることを、利用者が認識できるように明示すること
- ②取扱店において、本チケットを利用対象としない商品がある場合、利用者が認識できるように明示すること
- ③取引によりチケットを受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に取扱店名を記入または押印することとし、既に店名の記載があるものは受取りを拒否すること
- ④回収したチケットを換金に回さず他の取扱店で使用しないこと
- ⑤取引に際し、提示されたチケットが偽造されたものと判別できる場合は、チケットの受取りを拒否し、すみやかに警察へ通報するとともに、下松商工会議所まで連絡すること
- ⑥チケットの利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、取扱店が本事業の趣旨に反する行為をしてはならないこと
- ⑦その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと
- ⑧当要項の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取り消し及び損害金等が生じる場合がある